

○財務省告示第二百三十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第八

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

四 法律第二十三号）第四十六条第

五 振替法の適 一項

六 用等 社債、株式等の振替に関する法

七 律（平成十三年法律第七十五号。

八 以下「振替法」という。）の規定

九 の適用を受けるものとし、その

十 振替機関は日本銀行とする。

十一 利回りを競争に付して行われる

十二 入札（以下「利回り競争入札」と

十三 いう。）による発行（以下「利

十四 回り競争入札発行」という。）

十五 各申込みのうち応募額を順次割

十六 いものである。その応募額を順次割

十七 り当てる。

十八 額面金額で三千九百九十八億円

十九 うち、財政法第四条第一項の規

二十 定に基づき発行した利付国債に

二十一 ついては、額面金額で三千四

二十二 億四千五百円、特別会計

二十三 に関する法律第四十六条第一項

二十四 六

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期	第二期	償還	償還	元利	払場	入札
利子	の利子	金額	金額	支額	所加	者
	以後	限	限			
						払込
						期日

に算出した金額に当該非
 居住者又は外国人が適用を
 受ける所得税の税率を乗じた
 金額を控除することができ
 る。

平成二十七年九月二十日を
 期とし、次の算式により算出
 た金額を支払う。ただし、支
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年三月二十日及び九月二十
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。

平成二十七年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年六月二十二日